

名古屋市水防計画の修正案について

主な事項

1 〈資料編〉重要水防箇所の修正

庄内川や矢田川の河川改修工事の進捗等により、重要水防箇所から削除された区間等の修正を行う。

この結果、国管理河川の庄内川では3,100メートルの減少、矢田川では250メートルの減少。県管理の河川では点検の結果、670メートルの増加。

P 1

2 〈資料編〉雨量観測所一覧表の修正及び場所の変更

港水防区の港土木事務所移転により、港土木事務所雨量観測所の場所の変更を行う。

P 2

3 〈資料編〉水防上重要な水閘門箇所の修正

東小川排水機場の建設に伴い、表の修正を行う。

P 2

4 〈附録〉堀川口防潮水門操作要綱の改定に伴う変更

海岸法が改正されたことを受け、堀川口防潮水門操作要綱が改定されたことに伴い、操作従事者の安全確保等についての変更を行う。

P 3

5 〈附録〉新川流域排水調整要綱の改定に伴う変更

新川流域排水調整要綱の改定に伴い、対象ポンプ所等の変更を行う。

P 4

6 〈附録〉日光川流域排水調整要綱の改定に伴う変更

日光川流域排水調整要綱の改定に伴い、対象ポンプ所等の変更を行う。

P 5